

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱

平成28年10月12日

要綱第97号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号事業の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は、第1号事業として次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国の基準による訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）
- (2) 訪問型サービスA（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち市長が別に定める緩和した基準によるものをいう。以下同じ。）
- (3) 訪問型サービスB（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち住民主体による支援をいう。以下同じ。）
- (4) 国の基準による通所型サービス事業（第1号通所事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）
- (5) 通所型サービスA（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち市長が別に定める緩和した基準によるものをいう。以下同じ。）
- (6) 通所型サービスB（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち住民主体による支援をいう。以下同じ。）
- (7) 通所型サービスC（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち短期集中予防サービスをいう。以下同じ。）
- (8) 介護予防ケアマネジメントA（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業のうち、原則的な介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）
- (9) 介護予防ケアマネジメントC（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業のうち、初回のみ介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）

(事業対象者の確認)

第3条 第1号事業の利用を希望する者は、当該利用に先立ち、要支援認定に係る狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）第7条に規定する狛江市介護認

定審査会による審査を受けなければならない。ただし、既に要支援認定を受けている場合又は介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「厚労省通知」という。）に示された様式1及び様式2に基づく市長による第1号事業の対象者であることの確認（以下「事業対象者確認」という。）を受けている場合を除く。

- 2 第1号事業の利用を希望する者で、次の各号のいずれかに該当するものは、事業対象者確認を受けなければならない。
 - (1) 前項の規定による審査の結果、要介護状態区分又は要支援状態区分のいずれにも該当しない者
 - (2) 要支援認定を既に受け、かつ、要支援認定の有効期間の満了にあたり、要支援更新認定の申請を行わない者
- 3 前2項の規定による事業対象者確認の申請をする者（以下「申請者」という。）は、狛江市介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認基本チェックリスト（第1号様式）により市長に申請を行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が施行規則第140条の62の4第2号に該当するかを審査し、当該審査の結果、事業対象者確認を行う場合にあつては、狛江市介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認通知書（第2号様式）により事業対象者確認を行わない場合にあつてはその旨を当該申請者に通知するものとする。
（第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用）

第4条 条例第10条第1項及び第13条第2項に規定する市長が別に定めるところにより算定する額のうち、第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第2条第1号及び第4号に掲げる事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従う事業 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める規準の例により算定した費用の額
 - (2) 第2条第1号及び第4号に掲げる事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号ロ又はハに規定する基準に従う事業 施行規則第140条の63の2第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定める規準の例により算定した費用の額
 - (3) 第2条第2号、第5号及び第7号に掲げる事業 別表第1の単位数の欄に掲げる単位に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額
 - (4) 第2条第3号に掲げる事業 1回につき2,000円
 - (5) 第2条第6号に掲げる事業 市長が別に定める額
- 2 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第2の単位数の欄に掲げる単位に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額とする。
（1単位の単価）

第5条 前条に定めるサービス区分の1単位の単価は、次の各号に掲げるサービス区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 訪問型サービスA 11.12円
- (2) 通所型サービスA及び通所型サービスC 10.72円
- (3) 介護予防ケアマネジメントA及び介護予防ケアマネジメントC 11.12円

2 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業の費用の支給)

第6条 市長は、第3条第4項の規定により事業対象者確認を受けた者が次の各号に掲げる事業を利用したときは、第1号事業支給費としてそれぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業(第2条第3号及び第6号を除く。以下同じ。) 第4条第1項第1号から同項第3号までの各号に定める費用の額の100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 第4条第2項に定める費用の額の100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 条例第10条の2に規定する利用料の一部又は全部の減免の適用を受けた居宅要支援等被保険者等に係る第1号事業支給費について、第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号に規定する割合(前2項の規定により読み替える場合も含む。)に、当該減免割合を加えた割合を適用するものとする。

(高額第1号事業費の支給)

第7条 市長は、第3条第4項の規定により事業対象者確認を受けた者が利用した第1号訪問事業及び第1号通所事業に要した費用の合計額について、法第61条第1項及び第61条の2第1項の規定による高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給の例により、高額第1号事業費を支給する。この場合において、条例第10条の2の規定が適用されるときは、法第60条の規定が適用される時の例により支給するものとする。

(支給限度額)

第8条 第6条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所

得を有する者にあつては100分の80とし、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70)に相当する額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業対象者確認を受けた者の状態を勘案し、市長が必要と認める場合には、介護予防サービス費等区分支給限度基準額を要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額相当とすることができる。この場合において、狛江市介護予防・日常生活支援総合事業対象者における一時的な介護予防サービス費等区分支給限度基準額変更申請書(第3号様式)により市長へ申請し、市長が適当と認めるときは、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の被保険者証を交付するものとする。

(関連様式)

第9条 第1号事業の介護予防ケアマネジメントA及び介護予防ケアマネジメントC実施において使用する様式は、次の各号に定める。

- (1) 基本チェックリスト及び事業対象者に該当する基準 厚労省通知様式1
- (2) 基本チェックリストについての考え方 厚労省通知様式2
- (3) 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更届出)書(第4号様式)
- (4) 介護予防ケアマネジメントアセスメントシート(第5号様式)
- (5) 利用者基本情報 厚労省通知様式5
- (6) 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表) 厚労省通知様式6。ただし、課題に対する目標と具体策の提案の項目及び具体策についての意向の項目については、記載を省略することができる。
- (7) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録(サービス担当者会議の要点を含む。) 厚労省通知様式7
- (8) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表 厚労省通知様式8

(苦情処理)

第10条 市長は、事業利用者及びその家族からの第1号事業に関する苦情等に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により苦情等を受け付けた場合は、当該苦情等の内容等を記録するものとする。
- 3 市長は、事業利用者及びその家族からの苦情等のうち、市で対応することができないものについて、その対応を東京都国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条第1項の規定により東京都知事の認可を受けて設立された団体をいう。以下同じ。)に依頼することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、第2条第1号から第7号まで(ただし、第3号及び第6号を除く。)に掲げる事業の利用者及びその家族からの苦情等のうち、市で対応することができないものについて、利用者及びその家族から

の申立てに基づく指定事業者に対する調査及び指導又は助言を東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができる。

5 市長は、前項の規定による調査及び指導又は助言の対象となる指定事業者に対し、次の各号に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 前項の規定による市長の依頼を受けて東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すること。

(2) 東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 東京都国民健康保険団体連合会から前号の規定により改善に関する報告の求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に際し必要な準備行為については、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

付 則（平成29年2月17日要綱第13号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日要綱第26号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年9月11日要綱第94号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和元年9月30日要綱第112号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、改正後の狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱第6条及び第8条の規定は、平成30年8月1日から適用する。

付 則（令和元年11月21日要綱第122号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

付 則（令和3年4月1日要綱第80号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年8月2日要綱第122号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和4年3月31日要綱第66号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年9月2日要綱第128号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則（令和4年10月5日要綱第138号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和6年2月5日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年1月11日から適用する。

別表第1（第4条関係）

事業	事業の類型	費用区分	実施回数等	単位数
市の独自の基準による訪問型サービス事業	訪問型サービスA	有資格者による訪問型サービス（法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者が提供する訪問型サービスをいう。）		1回につき 220単位
		市長の指定する研修の修了者による訪問型サービス（身体介護を除く。）		1回につき 194単位
		初回加算（介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「報酬告示」という。）別表1のハに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）		1月につき 200単位
		口腔 ^{くわ} 連携強化加算（報酬告示別表1のホに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）		1回につき 50単位
		介護職員処遇改善加算（報酬告示別表1のヘに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）	加算（Ⅰ）	所定単位数 の137／1000
			加算（Ⅱ）	所定単位数 の100／1000
			加算（Ⅲ）	所定単位数 の55／1000
介護職員等特定処遇改善加算	加算（Ⅰ）	所定単位数 の63／1000		

		(報酬告示別表1のトに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。)	加算(Ⅱ)	所定単位数 の42/1000
		介護職員等ベースアップ等支援加算(報酬告示別表1のチに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。)		所定単位数 の24/1000
市の独自の基準による通所型サービス事業	通所型サービスA	4時間未満	週1回(条例第9条に規定する第1号事業利用対象者(以下「第1号事業利用対象者」という。))	1月につき 1,433単位
			週2回(要支援1を除く第1号事業利用対象者)	1月につき 2,866単位
		4時間以上	週1回(第1号事業利用対象者)	1月につき 1,508単位
			週2回(要支援1を除く第1号事業利用対象者)	1月につき 3,016単位
		送迎加算(介護予防サービス計画において、居宅と第1号通所事業を行う事業所との間の送迎が必要とされた者に対し、送迎を行った場合に算定する加算をいう。)	週1回	1月につき 284単位
			週2回	1月につき 568単位
		栄養アセスメント加算(報酬告示別表2)		1月につき

		のホに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。)	50単位
		栄養改善加算（報酬告示別表2のへに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。)	1月につき 200単位
	口機能向上加算 （報酬告示別表2のトに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。)	加算（Ⅰ）	1月につき 150単位
		加算（Ⅱ）	1月につき 160単位
		一体的サービス提供加算（報酬告示別表2のチに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。)	1月につき 480単位
		利用者の数が利用定員を超える場合の減算	基本部分の 7割
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」と言う。）第135号に適合するものとして市長に届け出た事業所が利用者に対し通所型サービスAを行った場合に算定する加算をいう。ただし、サービ	週1回（第1号事業利用対象者）	1月につき 88単位
		週2回（要支援1を除く第1号事業利用対象者）	1月につき 176単位

		<p>ス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している場合においては、本加算は算定しない。）</p>		
		<p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（大臣基準告示第135号に適合するものとして市長に届け出た事業所が利用者に対し通所型サービスAを行った場合に算定する加算をいう。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合においては、本加算は算定しない。）</p>	<p>週1回（第1号事業利用対象者）</p>	<p>1月につき 72単位</p>
		<p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（大臣基準告示第135号に適合するものとして市長に届け出た事業所が利用者に対し通所型サービスAを行った場合に算定する加算をいう。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合においては、本加算は算定しない。）</p>	<p>週2回（要支援1を除く第1号事業利用対象者）</p>	<p>1月につき 144単位</p>
		<p>サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（大臣基準告示第135号に適合するものとして市長に届け出た事業所が利用者に対し通所型サービスAを行った場合に</p>	<p>週1回（第1号事業利用対象者）</p>	<p>1月につき 24単位</p>
		<p>サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（大臣基準告示第135号に適合するものとして市長に届け出た事業所が利用者に対し通所型サービスAを行った場合に</p>	<p>週2回（要支援1を除く第1号事業利用対象者）</p>	<p>1月につき 48単位</p>

		算定する加算をいう。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、本加算は算定しない。）		
		生活機能向上連携加算（報酬告示別表2のヌに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）	加算（Ⅰ）	1月につき 100単位
			加算（Ⅱ）	1月につき 200単位
		ロ・栄養スクリーニング加算（報酬告示別表2のルに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）	加算（Ⅰ）	1回につき 20単位
			加算（Ⅱ）	1回につき 5単位
		科学的介護推進体制加算（報酬告示別表2のヲに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）		1月につき 40単位
		介護職員処遇改善加算（報酬告示別表2のヰに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）	加算（Ⅰ）	所定単位数 の59／1000
			加算（Ⅱ）	所定単位数 の43／1000
			加算（Ⅲ）	所定単位数 の23／1000

		介護職員等特定処遇改善加算（報酬告示別表2のカに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）	加算（Ⅰ）	所定単位数の12/1000
			加算（Ⅱ）	所定単位数の10/1000
		介護職員等ベースアップ等支援加算（報酬告示別表2のヨに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）		所定単位数の11/1000
	通所型サービスC	基本単価		1回につき317単位
		送迎加算（介護予防サービス計画において、居宅と第1号通所事業を行う事業所との間の送迎が必要とされた者に対し、送迎を行った場合に算定する加算をいう。）		片道1回につき33単位
		自立支援強化特別加算（理学療法士又は作業療法士を配置し、利用者の自立支援に資するリハビリテーションを行った場合に算定する加算をいう。）		1回につき30単位

備考

- 1 訪問型サービスAは、ひとり暮らしをしている高齢者及び高齢者のみで構成する世帯に対し、日常生活に必要な家事等を支援するサービスをいい、1回1時間程度とし、1月に16回を限度とする。
- 2 訪問型サービスA及び訪問型サービスBに要する費用については、利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスの単位数は算定しない。
- 3 通所型サービスの所要時間は、通所型サービスを行った場合に現に要した時間ではなく、通所型サービスに係る計画に位置付けられた通所型サービスを行うのに要する標準的な時間をいい、送迎時間は含まない。
- 4 通所型サービスにおける送迎とは、送迎を希望する利用者に対して、必要な車両及び人員の確保をし、送迎のサービスを提供することをいう。
- 5 通所型サービスAは、引きこもりがちな高齢者及び軽度認知症等のリスク

のある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスとする。

6 通所型サービスCは、3月から6月程度の期間において、おおむね週2回日常生活に支障のある生活行為を改善するために利用者の個別性に依拠して包括的なプログラムを行うことにより介護予防に資する通所サービスとする。

7 通所型サービスA、通所型サービスB及び通所型サービスCに要する費用について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスの単位数は算定しない。

別表第2（第4条関係）

事業	費用区分	単位数
介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA費	1月につき 442単位
	高齢者虐待防止措置未実施減算（報酬告示別表3のイ注2に規定する基準に適合した場合に算定する減算をいう。）	所定単位数 の10/1000
	初回加算（報酬告示別表3のロに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）	1月につき 300単位
	委託連携加算（報酬告示別表3のハに規定する基準に適合した場合に算定する加算をいう。）	1月につき 300単位
介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC費	1月につき 442単位
	高齢者虐待防止措置未実施減算（報酬告示別表3のイ注2に規定する基準に適合した場合に算定する減算をいう。）	所定単位数 の10/1000

第1号様式から第5号様式まで（省略）